

半期報告書

(第5期中) 自 平成18年4月1日
至 平成18年9月30日

NECエレクトロニクス株式会社

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地

(359223)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	3
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3
第2 事業の状況	4
1 業績等の概要	4
2 生産、受注および販売の状況	7
3 対処すべき課題	7
4 経営上の重要な契約等	8
5 研究開発活動	8
第3 設備の状況	10
1 主要な設備の状況	10
2 設備の新設、除却等の計画	10
第4 提出会社の状況	11
1 株式等の状況	11
(1) 株式の総数等	11
(2) 新株予約権等の状況	12
(3) 発行済株式総数、資本金等の状況	17
(4) 大株主の状況	18
(5) 議決権の状況	19
2 株価の推移	19
3 役員の状況	19
第5 経理の状況	20
1 中間連結財務諸表等	21
(1) 中間連結財務諸表	21
(2) その他	38
2 中間財務諸表等	39
(1) 中間財務諸表	39
(2) その他	52
第6 提出会社の参考情報	53
第二部 提出会社の保証会社等の情報	54

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月21日
【中間会計期間】	第5期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	NECエレクトロニクス株式会社
【英訳名】	NEC Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 俊雄
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
【電話番号】	044(435)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション部長 遠藤 泰三
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地
【電話番号】	044(435)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレートコミュニケーション部長 遠藤 泰三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成16年度	平成17年度
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	376,827	312,944	343,011	708,014	645,963
税引前中間(当期) 純利益(△損失) (百万円)	29,090	△13,660	△5,603	26,409	△42,386
中間(当期)純利益(△損失) (百万円)	17,899	△7,884	△7,387	16,031	△98,198
純資産額 (百万円)	391,446	388,138	298,027	393,863	308,251
総資産額 (百万円)	879,743	799,745	777,037	814,222	745,281
1株当たり純資産額 (円)	3,169.62	3,142.84	2,413.20	3,189.20	2,495.98
基本的1株当たり 中間(当期)純利益(△損失) (円)	144.93	△63.84	△59.81	129.81	△795.13
希薄化後1株当たり 中間(当期)純利益(△損失) (円)	135.74	△63.84	△59.81	120.30	△795.13
自己資本比率 (%)	44.5	48.5	38.4	48.4	41.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	78,231	14,652	34,557	129,153	49,890
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△71,331	△34,173	△21,112	△126,096	△54,673
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	65,013	△5,513	△2,980	56,878	△12,530
現金および現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	238,097	201,651	221,975	225,691	211,060
従業員数 (人)	23,741	24,134	24,077	23,963	23,857

(注) 1 消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の処理は税抜方式によっております。

2 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「米国会計基準」という。）に基づき作成しております。

3 従業員数には休職者を含めて表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
会計期間	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
売上高 (百万円)	300,158	245,588	297,723	562,840	506,747
経常利益(△損失) (百万円)	8,979	△29,649	△19,716	9,917	△66,942
中間(当期)純利益(△損失) (百万円)	5,144	△16,197	△15,110	7,182	△95,964
資本金 (百万円)	85,955	85,955	85,955	85,955	85,955
発行済株式総数 (千株)	123,500	123,500	123,500	123,500	123,500
純資産額 (百万円)	442,949	427,681	328,586	444,332	349,423
総資産額 (百万円)	718,601	687,311	645,237	691,913	632,648
1株当たり配当額 (円)	10	—	—	20	—
自己資本比率 (%)	61.6	62.2	50.9	64.2	55.2
従業員数 (人)	4,925	4,951	5,857	4,912	5,184

(注) 1 消費税等の処理は税抜方式によっております。

2 「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益(△損失)」および「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(△損失)」については、中間連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

3 従業員数には休職者を含めて表示しております。

2【事業の内容】

当社は、期中財務情報に関する米国会計基準に準拠して中間連結財務諸表を作成しており、当該中間連結財務諸表をもとに関係会社についても当該基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」および「第3 設備の状況」においても同様であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社および連結子会社26社（以下「当社グループ」という。）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下のとおり異動がありました。

(1) 以下の会社が新たに連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (千ウォン)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
NEC Electronics Korea Limited	韓国	2,000,000	電子部品の販売	100.0	当社製品の販売 貸付金—無 役員の兼任—無

(注) NEC Electronics Korea Limitedは、平成18年9月1日に設立されました。

(2) 以下の会社が新たに持分法適用関連会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
アドコアテック株	神奈川県横須賀市	2,650	通信機器の開発、保守、ライセンス販売	13.2	当社が販売する一部 製品の開発及び保守 貸付金—無 役員の兼任—無

(3) その他

NEC化合物デバイス株は、平成18年4月1日に簡易合併により当社に吸収合併されました。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
汎用DRAMを除く半導体事業	24,077

(注) 1 当社グループの事業の種類別セグメントは汎用DRAMを除く半導体事業のみであるため、事業の種類別セグメント別の記載は省略しております。

2 従業員数には休職者を含めて表示しております。

3 従業員数は就業人員を記載しております。なお、臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

4 上表の従業員数には、親会社である日本電気株（以下「NEC」という。）からの出向受入10人を含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数（人）	5,857
---------	-------

(注) 1 従業員数には休職者を含めて表示しております。

(注) 2 従業員数が前連結会計年度末（平成18年3月31日現在）と比べ673名増加したのは、平成18年4月1日に当社がNEC化合物デバイス株を吸収合併したこと等によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合との間に特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間の世界経済は、安定的な拡大基調が継続しましたが、米国における住宅市場の悪化、アジアにおけるIT・デジタル製品の在庫調整などにより、足もとの景況は減速傾向にあります。したがって、米国の個人消費や設備投資は依然堅調で、欧州の内需も拡大してはいるものの、今後、拡大テンポは緩んでいくものと見られます。また、わが国経済も、民間需要の着実な拡大に支えられており、自律的な景気の拡大基調にありますが、今後は世界経済の減速に伴い緩やかな減速が見込まれます。

半導体市場も、堅調な世界経済の景況を受けて、世界的な拡大傾向が続きましたが、世界経済と同様、足もとの成長率は鈍化傾向にあります。パソコンや携帯電話端末は、出荷数量は増加してはいるものの、新興諸国向けのローエンド機が増えているため価格下落が激しく、半導体価格にも継続的な下落圧力となっています。また、DVDレコーダーなど一部のデジタル家電製品では、普及一巡により頭打ち傾向となっているものもあり、今後見込まれる景気減速と相まって、予断を許さない状況です。

当中間連結会計期間の連結売上高は、3,430億円と前中間連結会計期間と比べ301億円の増加となりました。各製品分野で売上が伸長しましたが、特に携帯電話端末・液晶テレビ・パソコン用モニタ向けのLCD（液晶ディスプレイ）ドライバIC、ゲーム機向け半導体、汎用マイクロコントローラなどの多目的・多用途ICの売上が増加いたしました。

連結税引前中間純利益(△損失)は56億円の損失で、前中間連結会計期間と比べ81億円の改善にとどまりました。これは、売上高は前中間連結会計期間と比べ大きく増加したものの、注力分野をより強化し、製品構成の改善を図るために研究開発費を増額したことや、前連結会計年度に決定したアイルランド工場および国内の研究試作ラインの閉鎖に伴う事業構造改革費用を41億円計上したことなどによるものです。連結中間純利益(△損失)は74億円の損失で、前中間連結会計期間と比べ5億円改善いたしました。

製品分野別売上高の状況は次のとおりであります。

(通信機器分野)

通信機器分野の当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ31億円(6.2%)増加し、531億円となりました。

当分野にはルータ、携帯電話基地局などのブロードバンド・ネットワーク機器向け半導体や携帯電話端末向け半導体が含まれます。

当中間連結会計期間は、携帯電話端末向け半導体の売上が前中間連結会計期間と比べ増加しました。これは、欧米を中心に当社が注力する高精細TFT-LCD（薄膜トランジスタ方式液晶ディスプレイ）を搭載した端末の普及が進んだことなどにより、LCDドライバICの売上が増加したことによるものです。

(コンピュータおよび周辺機器分野)

コンピュータおよび周辺機器分野の当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ51億円(8.6%)増加し、649億円となりました。

当分野には、サーバおよびワークステーション向け半導体やパソコンおよびパソコン周辺機器向け半導体が含まれます。

当中間連結会計期間は、パソコン周辺機器向け半導体の売上が前中間連結会計期間と比べ増加しました。これは、LCDパネルメーカーの生産増に伴う需要増により、液晶テレビやパソコン用モニタ向けLCDドライバICの売上が増加したことによるものです。

(民生用電子機器分野)

民生用電子機器分野の当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ36億円(7.2%)増加し、541億円となりました。

当分野には、デジタル家電製品向け半導体やゲーム機向け半導体が含まれます。

当中間連結会計期間は、ゲーム機向け半導体の売上が前中間連結会計期間と比べ大きく増加しました。これは新規のゲーム機向け半導体が当中間連結会計期間において売上に貢献し始めたことなどによるものです。また、デジタルカメラやデジタルテレビなどのデジタル家電製品向け半導体の売上も増加しました。

(自動車および産業機器分野)

自動車および産業機器分野の当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ5億円(1.0%)増加し、521億円となりました。

当分野には、自動車向け半導体やF A (ファクトリー・オートメーション) 機器などの産業機器向け半導体が含まれます。

当中間連結会計期間は、自動車に搭載される半導体の数量増に伴い、自動車向け半導体の売上が前中間連結会計期間と比べ増加しました。

(多目的・多用途 I C)

多目的・多用途 I Cの当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ98億円(28.5%)増加し、442億円となりました。

当分野には、汎用マイクロコントローラ、ゲートアレイ、多用途のS R A Mなどが含まれます。

当中間連結会計期間は、マイコン市場の回復に加え、新製品のオールフラッシュ・マイコンの売上が増加したことなどにより、汎用マイクロコントローラの売上が前中間連結会計期間と比べ増加しました。

(ディスクリート・光・マイクロ波)

ディスクリート・光・マイクロ波の当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ53億円(9.8%)増加し、594億円となりました。

当分野には、ダイオード、トランジスタなどのディスクリート半導体、光通信やD V D向けの光半導体、携帯電話端末などに使用されるマイクロ波半導体が含まれます。

当中間連結会計期間は、ディスクリート半導体の売上が市場の回復に伴い前中間連結会計期間と比べ増加しました。

(その他)

その他の当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ26億円(20.6%)増加し、152億円となりました。

当分野には、主に当社の販売子会社が受託しているL C Dパネルの再販など、半導体以外の製品の受託販売事業が含まれます。

同事業は、当社グループの主力事業ではなく、当社グループ全体の業績に対する影響は殆どありません。

また、地域別セグメントの業績は次のとおりであります。

(日 本)

日本は、携帯電話端末向けL C Dドライバ I Cの売上が増加したことなどにより、当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ93億円(5.4%)増加し、1,820億円となり、地域別損益は62億円改善し、143億円の損失となりました。

(米 国)

米国は、ゲーム機向け半導体の売上が増加したものの、携帯電話端末向けシステムメモリなどで売上が減少した結果、当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ2億円(0.5%)減少し、370億円となり、地域別損益は24億円減少し、17億円の利益となりました。

(欧 州)

欧州は、S T B (セット・トップ・ボックス) 向け画像処理L S Iや、汎用マイクロコントローラの売上が増加したことなどにより、当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ71億円(19.9%)増加し、427億円となり、地域別損益は横這いとなりました。

(アジア)

アジアは、液晶テレビやパソコン用モニタ向けL C Dドライバ I Cや、汎用マイクロコントローラの売上が増加したことなどにより、当中間連結会計期間の売上高は、前中間連結会計期間と比べ139億円(20.5%)増加し、814億円となり、地域別損益は13億円増加し、55億円の利益となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の現金および現金同等物純増加(△減少)額は、112億円の増加となり、240億円の減少となった前中間連結会計期間と比べ352億円の増加となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において、営業活動により増加したキャッシュ(純額)は、346億円となりました。これは、連結中間純損益74億円の損失計上などがあったものの、減価償却費が387億円になったことや支払手形および買掛金の増加などによるものであり、前中間連結会計期間と比べ199億円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において、投資活動により減少したキャッシュ(純額)は、211億円となりました。これは、300ミリウエハラインへの設備投資などに伴う支払があったものの、新規設備の一部を売却しリース契約としたことなどによるものであり、前中間連結会計期間と比べ131億円の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において、財務活動により減少したキャッシュ(純額)は、30億円となりました。これは、借入金の返済等によるものであり、配当金の支払を行った前中間連結会計期間の55億円のキャッシュ減と比べ25億円の増加となりました。

2【生産、受注および販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品群であっても、その性能、構造、形式等は必ずしも一様ではないこと、受注生産形態をとらない製品も多いことなどから、品目ごとに生産規模、受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため、生産、受注および販売の状況については「1 業績等の概要」における製品分野別売上高に関連付けて示しております。

なお、主な相手先別の販売実績および総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額（百万円）	比率（％）	金額（百万円）	比率（％）
㈱リョーサン	32,306	10.3	37,463	10.9
三信電気㈱	29,614	9.5	36,297	10.6

（注） 上表金額には消費税等を含んでおりません。

3【対処すべき課題】

(1) 世界No. 1 製品の創出

半導体製品の収益性はその製品の世界シェアと強い関係があり、当社グループでは世界シェアNo. 1の製品を数多く創出し、会社全体の収益性を高めることに注力しております。平成17年には、当社の32ビットMCU（マイコン）が新たに世界トップシェア（21%）（※）を獲得しました。当社グループでは、このようなNo. 1製品をさらに増やすべく、今後とも、デジタル映像分野のEMMAシリーズや、8ビット、16ビットのオールフラッシュマイコンなどの製品ラインアップ強化と受注の拡大に努めてまいります。

※出典：ガートナー データクエスト（平成18年4月）GJ06423

(2) 製造原価の低減

当社グループでは、利益率改善の柱として、受注・売上拡大とならんで、原価低減に全力で取り組んでおります。具体的には、「TOP（Transformation of Overall Productivity）プロジェクト」と称する製造ラインの生産性を大幅に向上させる活動や、歩留りの改善、そして、資材費低減を目的とした材料や仕様の変更を積極的に進めています。特に、開発部門と製造部門との連携による、設計上流段階からの原価低減に力を入れており、その成果が現れつつあります。また、山形日本電気㈱の300ミリ新ラインの生産能力が、平成18年9月時点で月産1万3千枚の規模に達したことから、量産効果によるさらなる製造コストの削減が可能となりました。当社グループでは、収益改善のためには、売上拡大と原価率の引き下げが基本と認識し、今後も原価低減を全力で進めてまいります。

(3) 将来の成長に向けた研究開発費の効率的な活用

当社グループでは、将来の成長のために、毎年、多額の研究開発費を支出しております。特に、近年はLSIのみにとどまらず、ソフトウェアを含めたトータルソリューションでの開発が必要となっており、研究開発費の総額は年々増加する傾向にあります。そこで、当社グループ内では、それらの開発プロジェクトの成長性・収益性審査を厳格化することにより、研究開発費の効率的な活用ならびに費用の増加抑制に努めるとともに、中期の受注・売上拡大に最も効果のある開発費の配分に努めてまいります。

(4) 一般管理費等の原価外費用の効率化

当社グループの収益性改善の柱は売上拡大と原価低減ですが、一般管理費等の原価外費用の効率化にも積極的に取り組んでおります。平成18年11月には当社の販売子会社であるNECデバイスポート㈱を当社に吸収合併し、お客様に対するサポート力の維持・向上を図りつつ、販売コストの削減・効率化を行います。また、内部統制システム強化という近年の要請から、当社グループ各社の管理部門のコストが増加する傾向にありますが、当社グループ全体の管理部門の効率化を通じ、内部統制システムの強化と原価外費用の増加抑制を両立させるべく努めてまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

(1) 研究開発活動の方針

半導体専門企業である当社は、研究開発を成功の鍵と考え、人員・費用の両面ともに重視しております。特に、競合他社と差異化した先端システムLSIを実現するための要素技術の研究開発に重点を置いております。

競争力のある製品を生み出すためには、要素技術が常に先行して開発されていることが必要です。要素技術開発においては、競合他社との差異化が困難な技術と当社の強みを活かせる技術に分け、差異化が困難な技術については他社とのアライアンスを含めた効率的な開発を行い、当社の強みを活かせる技術の開発にリソースを集中することにより、顧客への最適なソリューションをより低コストで効果的に提供することを基本方針としております。また、近年SoC（システム・オン・チップ）においてソフトウェアの重要度が高まってきており、ソフトウェアの効率的な開発、ハードウェアとの同時進行的な開発を進める先進的なソフトウェア開発技術への研究活動も重視しております。

また、当社の製品開発体制の特徴のひとつは、最先端技術を必要とするプロジェクトにおいて開発された技術が他の製品または分野を超えたテクノロジードライバーとして、より競争力のある製品を生み出す源泉となっていることです。

(2) 研究開発活動の体制

当社の研究開発活動は、現在必要な、または近い将来に必要となるであろう製品設計およびシステム開発などをそれぞれの製品分野を管掌するシステム事業本部が担当し、デバイス・プロセス技術、新規実装技術、設計手法などの部門横断的な共通技術については基盤技術開発事業本部が一部生産事業本部と協力しながら担当するという体制で取り組んでおります。また、基礎研究の一部には、NECの研究部門、コンソーシアムや大学などを含む外部研究機関、設備・材料の供給会社および同業他社との提携等も活用しております。さらに、ソフトウェアの開発、整備に関しては、システムソフトウェア開発事業本部を設置し、当該事業本部および関連するNECの研究部門、NECグループ内外のソフトウェア開発関連会社との協業を進めております。

(3) 主な研究開発の成果

① 自動車向け画像認識LSI「IMAPCAR」

当社およびNECは、トヨタ自動車㈱および㈱デンソーの協力を得て、車載向け画像認識LSI「IMAPCAR（アイマップカー）」を開発しました。

IMAPCARは1秒間に1,000億回の演算を実行できる世界屈指の高速性能を持ち、走行中に視野に入る白線や先行車、歩行者などをリアルタイムに認識することができるため、自動車メーカーは自動ブレーキなど衝突回避を支援するシステムと組み合わせることで、予防安全システムを容易に実現できるようになります。このIMAPCARは、トヨタ自動車㈱の高級車ブランド「レクサス」の新型車として平成18年9月に発売されたLS460にも採用されました。

当社は今後も、クルマ社会の安全性向上をはじめとする様々な領域において、社会に貢献する半導体を提供していきたいと考えています。

② 3G携帯電話端末向け半導体ソリューション「Medity」

当社は、このたびW-CDMA方式の3G（第三世代）携帯電話端末向け半導体ソリューション「Medity（メディティ）」を構築しました。

3G携帯電話端末においては、端末の高機能化に伴い端末メーカーの開発費負担が増大しています。Medityでは、半導体チップセットを核とした標準設計や開発サポートを総合的に端末メーカーに提供することにより、開発費の低減や開発期間の短縮を実現します。

W-CDMA方式は、今後世界で普及が見込まれる通信規格であるため、全世界でのビジネス展開が可能となります。当社はMedityにより、W-CDMA方式がすでに普及している国内市場でのトップシェアの地位を維持していくとともに、海外での販売活動を強化していきたいと考えています。

(4) 研究開発の主な施策

微細化技術の進展や、低電力化技術、並列化技術の急速な進歩とともに、顧客のシステムLSIに対する機能・性能の要求は年々高度になり、これを実現するシステムLSIはますます大規模化・複雑化しています。これらの顧客要求を適切なコストでタイムリーに実現するためには、ハードウェア、ソフトウェア、ソリューションサービスを含めた技術を共通にすることでプラットフォーム化を推進することが極めて重要となってきています。当社は、数年来、事業分野および製品分野ごとに最適なプラットフォームを構築してまいりました。その結果、現在では多くのデジタル家電製品向けや携帯電話端末向けのシステムLSI開発をプラットフォームベースで行っております。また、ASIC製品やマイコン製品でも、それぞれの事業特性にあったプラットフォームを構築して事業展開を行っており、今後も継続的にプラットフォーム化を推進していきます。

45ナノメートル世代の最先端プロセス技術の開発においては、基本技術については(株)東芝およびソニー(株)と共同開発することにより、タイムリーで低コストの開発を行うとともに、当社はDRAM混載技術等の差異化技術の開発に技術リソースを投入しています。

(5) 研究開発費

当中間連結会計期間の研究開発費の実績は、629億円であり、主に製品設計、システム開発、デバイス・プロセス技術開発、実装技術開発、設計手法開発等に使用いたしました。

なお、当社グループの事業の種類別セグメントは汎用DRAMを除く半導体事業のみであるため、事業の種類別セグメント別の記載は省略しております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

設備の新設の計画につきましては、当中間連結会計期間において、重要な変更はありません。

設備の除却および売却等の計画につきましては、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要なものはありません。

なお、当社グループの事業の種類別セグメントは汎用DRAMを除く半導体事業のみであるため、事業の種類別セグメント別の記載は省略しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月21日)	上場証券取引所名または 登録証券業協会名	内容
普通株式	123,500,000	123,500,000	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	123,500,000	123,500,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成18年12月1日以降提出日までの新株予約権および新株予約権付社債の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

①当社は、旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定ならびに会社法第236条、第238条および239条に基づくストックオプションとしての新株予約権を発行しております。

(i) 平成15年6月13日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,135	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 313,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2 8,990	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月17日～ 平成19年10月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 8,990 資本組入額 4,495	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で株式数は調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使時の払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとします。

- 3 (1)各新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (2)当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降新株予約権を行使することはできないものとします。
- (3)当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降新株予約権を行使することはできないものとします。
- (4)当社の平成15年度の連結税引前当期純利益が440億円以上であることとします。
- (5)新株予約権者が、新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることとします。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由で上述の地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができるものとします。また、平成16年4月1日から平成17年10月16日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成17年10月17日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとします。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上述の期間と同じ期間において相続人が相続した新株予約権を行使することを認めます。

(ii) 平成16年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	700	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 70,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2 7,044	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月9日～ 平成20年7月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 7,044 資本組入額 3,522	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当 社取締役会の承認を要するもの とします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で株式数は調整されるものとします。

- 2 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使時の払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとします。

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降新株予約権を行使することはできないものとします。
(3) 当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降新株予約権を行使することはできないものとします。
(4) 当社の平成16年度の連結税引前当期純利益が550億円以上であることとします。
(5) 新株予約権者が、新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることとします。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由で上述の地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができるものとします。また、平成17年4月1日から平成18年7月8日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成18年7月9日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとします。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上述の期間と同じ期間において相続人が相続した新株予約権を行使することを認めます。

※上記新株予約権は、平成17年3月31日に、上記(4)に記載の条件を満たさず、権利を行使できないことが確定しております。

(iii) 平成17年6月24日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	710	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 71,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2 5,355	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月11日～ 平成21年7月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 5,355 資本組入額 2,678	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当 社取締役会の承認を要するもの とします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で株式数は調整されるものとします。

2 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使時の払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本減少をする場合、その他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとします。

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
(2) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたときは、それ以降新株予約権を行使することはできないものとします。
(3) 当社が他社の完全子会社となる株式交換契約書または株式移転に関する事項が株主総会で承認されたときは、それ以降新株予約権を行使することはできないものとします。
(4) 当社の平成17年度の連結税引前利益が230億円以上であることとします。
(5) 新株予約権者が、新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることとします。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由で上述の地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができるものとします。また、平成18年4月1日から平成19年7月10日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成19年7月11日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとします。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上述の期間と同じ期間において相続人が相続した新株予約権を行使することを認めます。

※上記新株予約権は、平成18年3月31日に、上記(4)に記載の条件を満たさず、権利を行使できないことが確定しております。

(iv) 平成18年6月27日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	750	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1 75,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2 3,927	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月13日～ 平成24年7月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 3,927 資本組入額 1,964	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当 社取締役会の承認を要するもの とします。	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 当社が当社普通株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)または併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式の分割または併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式によりその目的となる株式の数を調整します。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割または併合の比率

また、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で株式数は調整されるものとします。

2 割当日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により行使時の払込金額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日以降、当社が合併する場合、会社分割をする場合、資本金の額の減少をする場合、その他これらの場合に準じて株式数を調整すべき場合にも、必要かつ合理的な範囲で行使価額は調整されるものとします。

- 3 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。
- (2) 次のいずれかに該当する事由が生じた場合、新株予約権者は、新株予約権を行使できないものとします。
- (i) 当社が消滅会社となる合併契約が当社の株主総会で承認された場合
- (ii) 当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会で承認された場合)
- (3) 新株予約権者が、新株予約権の行使時まで継続して当社または当社の子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることとします。ただし、新株予約権者が権利行使期間中に懲戒解雇処分または解任以外の事由で上述の地位を喪失した場合、喪失後1年間に限り当該権利行使期間内に新株予約権を行使することができるものとします。また、平成18年7月13日から平成20年7月12日までの間に新株予約権者が懲戒解雇処分、解任または自己都合以外の事由でかかる地位を喪失した場合、平成20年7月13日から1年間に限り新株予約権を行使することができるものとします。なお、新株予約権者が死亡によりかかる地位を喪失した場合、喪失日に応じて上述の期間と同じ期間において相続人の1人(ただし、配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。))および一親等の親族に限る。)が相続した新株予約権を行使することを認めます。

②当社は、旧商法第341条ノ2の規定に基づき新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債）を発行しております。

平成16年5月10日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	110,000	同左
新株予約権の数（個）	11,000	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	9,860	同左
新株予約権の行使期間	平成16年6月10日～ 平成23年5月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格 9,860 資本組入額 4,930	同左
新株予約権の行使の条件	(注)2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	なし	同左
代用払込みに関する事項	—	—

(注) 1 行使請求にかかる本社債（新株予約権付社債のうち社債のみを「本社債」という。）の発行価額の発行総額を、新株予約権の行使に際して払い込みをすべき1株当たりの額（当初9,860円。以下、「転換価額」という。）で除した数。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。また、単元未満株式が発生する場合、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。

2 (1)各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2)新株予約権付社債所持人は、平成22年5月26日までは、ある四半期の初日から最終日の期間（ただし、平成22年4月1日に開始する四半期については、平成22年5月26日までの期間とします。）において、当社普通株式の終値が、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日（以下に定義します。）に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該最後の取引日における転換価額の110%を超える場合に限り、新株予約権を行使することができます。平成22年5月27日以降の期間においては、新株予約権付社債所持人は、当社普通株式の終値が少なくとも1取引日においてその時に適用のある転換価額の110%を超える場合は、以後いつでも、新株予約権を行使することができます。ただし、本(2)記載の新株予約権の行使の条件は、以下①ないし④の期間中は適用されません。なお、「取引日」とは、東京証券取引所が開設されている日を行い、当社普通株式の終値が発表されない日を含みません。

①(i)株式会社格付投資情報センターもしくはその承継格付機関（以下「R&I」という。）による当社の長期債務の格付がBBB-以下である期間、(ii)当社の長期債務に関しR&Iによる格付がなくなつた期間、(iii)R&I以外の格付機関による当社の長期債務の格付が当該格付機関による当初の格付から3段階以上低い格付である期間、または(iv)R&Iまたはその他の格付機関による当社の格付が停止もしくは撤回されている期間

②当社が、新株予約権付社債所持人に対し、以下(i)、(ii)または(iii)記載の本社債の繰上償還にかかる通知を行った後の期間

(i)130%コールオプション条項による繰上償還

平成20年5月27日以降、当社普通株式の終値が、30連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、新株予約権付社債所持人に対して、当該30連続取引日の末日から30日以内に、償還日から30日以上60日以内の事前通知（かかる通知は取り消すことができません。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%で償還することができます。

(ii) 税制変更等による繰上償還

日本国もしくは日本のその他の課税権者の法令もしくは規則の変更またはかかる法令もしくは規則の適用もしくは公的解釈の変更により、本社債に関する支払に関し、新株予約権付社債の要項に定める追加金の支払の義務があることを当社が受託会社に了解させ、かつ当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、いつでも、新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知（かかる通知は取り消すことができません。）を行った上で、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額の100%で繰上償還することができます。

(iii) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、一定の条件の下、当社は、その選択により、新株予約権付社債所持人に対して、償還日から30日以上60日以内の事前通知（かかる通知は取り消すことができません。）を行った上で、当該株式交換または株式移転の効力発生の日より前に、残存する本社債の全部（一部は不可。）を本社債額面金額に対する以下の割合の償還金額で繰上償還することができます。

償還日が平成16年5月28日から平成17年5月26日までの場合 106%

償還日が平成17年5月27日から平成18年5月26日までの場合 105%

償還日が平成18年5月27日から平成19年5月26日までの場合 104%

償還日が平成19年5月27日から平成20年5月26日までの場合 103%

償還日が平成20年5月27日から平成21年5月26日までの場合 102%

償還日が平成21年5月27日から平成22年5月26日までの場合 101%

償還日が平成22年5月27日から平成23年5月26日までの場合 100%

③当社が存続会社とならない合併、当社の資産の全部もしくは実質上全部の譲渡、当社の会社分割（新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に引受けられる場合に限り。）または当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転が行われる場合、その効力発生予定日の直前30日前の日より当該効力発生予定日の前日までの期間

④当社が新株予約権付社債所持人に対し、証券取引法に基づく公開買付にかかる通知を行った日から、当社が新株予約権付社債所持人に対し、(i)当該公開買付の公開買付期間の終了にかかる通知を行った日、または(ii)当該公開買付に関する申込の撤回もしくは契約の解除にかかる通知を行った日のいずれかの日の15日後の日までの期間

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年6月27日 (注) 1	—	123,500	—	85,955	△84,618	257,728
平成18年8月6日 (注) 2	—	123,500	—	85,955	△236,239	21,489

(注) 1 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

2 旧商法第289条第2項の規定に基づき資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振替えたものであります。

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	80,300	65.02
ドイチェ バンク トラスト カン パニー アメリカズ (常任代理人 株式会社三井住友銀行 資金証券サービス部)	60 WALL STREET, 27TH FLOOR, MAIL STOP NYC60-2727, NEW YORK, NY 10005 U.S.A. (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	8,031	6.50
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(住友信託銀行再信託分・ 日本電気株式会社退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	6,200	5.02
モルガン・スタンレー・アンド・カン パニー・インターナショナル・リ ミテッド (常任代理人 モルガン・スタンレ ー証券株式会社 証券管理本部 オ ペレーション部門)	25 CABOT SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 4QA U.K. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号)	4,433	3.59
ザ チェース マンハッタン バン ク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行 兜町証券決済業務 室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, U.K. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,497	2.83
モクスレイ・アンド・カンパニー (常任代理人 株式会社三菱東京U F J銀行 カストディ業務部)	23 WALL STREET NEW YORK, N.Y. 10015, U.S.A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	3,081	2.50
ベア スターズ アンド カンパ ニー (常任代理人 シティバンク、エ ヌ・エイ 東京支店 証券業務部)	ONE METROTECH CENTER NORTH, BROOKLYN, NY 11201, U.S.A (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,300	1.05
アールービーシー デクシア イン ベスター サービスーズ トラス ト、ロンドン クライアント アカ ウント (常任代理人 スタンダード チャー タード銀行)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DE, U.K. (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	1,135	0.92
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行 兜町証券決済業務 室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,072	0.87
ステート ストリート バンク ア ンド トラスト クライアント オ ムニバス アカウント オーエムゼ ロツ (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行 兜町証券決済業務 室)	100 KING STREET WEST, SUITE 3500, PO BOX 23 TORONTO, ONTARIO M5X 1A9, CANADA (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	807	0.65
計	—	109,856	88.95

(注) 1 所有株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 エヌ・ダブリュー・キュー・インベストメント・マネジメント・カンパニーから、平成18年10月2日付変更

報告書（大量保有報告書の変更報告書。以下同じ。）の写しが当社に送付され、平成18年8月4日現在、12,538千株（株式所有割合10.15%）の当社株券等を保有している旨の報告がありました。当社として当中間期末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 1,100	—	—
完全議決権株式（その他）（注）	普通株式 123,495,700	1,234,957	—
単元未満株式	普通株式 3,200	—	—
発行済株式総数	123,500,000	—	—
総株主の議決権	—	1,234,957	—

（注）「完全議決権株式（その他）」には、証券保管振替機構名義の株式600株（議決権6個）が含まれております。

② 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
NECエレクトロ ニクス株式会社	神奈川県川崎市中原区 下沼部1753番地	1,100	—	1,100	0.00
計	—	1,100	—	1,100	0.00

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高（円）	4,940	4,320	4,130	3,830	3,970	4,370
最低（円）	4,160	3,890	3,490	3,230	3,290	3,800

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の前中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表等規則」という。）第81条の規定により、当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表は、改正後の「中間連結財務諸表等規則」第87条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下「米国会計基準」という。）に準拠して作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）および当中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）および当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	平成17年度 中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		平成18年度 中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		平成17年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
資産の部							
I 流動資産							
現金および現金同等物		201,651		221,975		211,060	
受取手形および売掛金		114,092		117,425		114,579	
貸倒引当金		△823		△740		△729	
貸付金		—		8,119		228	
たな卸資産	4	72,171		83,053		72,525	
繰延税金資産		25,582		9,761		6,178	
前払費用および その他の流動資産		11,547		11,554		9,529	
流動資産合計		424,220	53.0	451,147	58.0	413,370	55.5
II 投資	3						
市場性ある有価証券		10,648		4,706		13,901	
その他の投資							
持分法適用会社		—		674		—	
その他		1,700		1,461		1,696	
投資合計		12,348	1.6	6,841	0.9	15,597	2.1
III 有形固定資産	5						
土地		17,299		16,754		17,365	
建物および構築物		241,411		244,876		243,976	
機械装置および備品		961,509		969,523		954,969	
建設仮勘定		21,606		15,290		19,189	
		1,241,825		1,246,443		1,235,499	
減価償却累計額		△917,141		△940,505		△933,374	
有形固定資産合計		324,684	40.6	305,938	39.4	302,125	40.5
IV その他の資産							
繰延税金資産		26,542		2,067		1,739	
ライセンス料および その他の無形固定資産		11,012		10,238		11,596	
その他		939		806		854	
その他の資産合計		38,493	4.8	13,111	1.7	14,189	1.9
資産合計		799,745	100.0	777,037	100.0	745,281	100.0

区分	注記 番号	平成17年度 中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		平成18年度 中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		平成17年度の 要約連結貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
負債の部							
I 流動負債							
短期借入金		7,080		6,292		7,201	
一年以内に返済期限の到来する 長期借入金	5	7,132		6,081		6,471	
一年以内に返済期限の到来する キャピタル・リース債務		832		1,309		1,402	
支払手形および買掛金		117,548		169,222		122,939	
未払金および未払費用	12	51,046		61,838		58,040	
未払法人税等		3,116		2,603		3,770	
その他の流動負債		9,436		10,533		11,071	
流動負債合計		196,190	24.5	257,878	33.2	210,894	28.3
II 固定負債							
社債および長期借入金	5	132,286		127,116		127,185	
キャピタル・リース債務		4,594		5,233		6,050	
未払退職および年金費用	6	74,424		69,922		75,761	
繰延税金負債		—		10,811		9,559	
その他の固定負債		225		3,822		3,459	
固定負債合計		211,529	26.5	216,904	27.9	222,014	29.8
連結子会社における少数株主持分 契約債務および偶発債務	12	3,888	0.5	4,228	0.5	4,122	0.5
資本の部							
I 資本金							
授権株式数		400,000,000株					
発行済株式数		123,500,000株					
II 資本剰余金		274,922	34.4	281,022	36.1	281,014	37.7
III 利益剰余金		32,945	4.1	△64,788	△8.3	△57,369	△7.7
IV その他の包括損益累計額		△5,678	△0.7	△4,155	△0.5	△1,342	△0.2
V 自己株式(取得原価)		△6	△0.0	△7	△0.0	△7	△0.0
平成17年度中間 連結会計期間末		947株					
平成18年度中間 連結会計期間末		1,152株					
平成17年度		1,020株					
資本合計		388,138	48.5	298,027	38.4	308,251	41.4
負債、少数株主持分および 資本合計		799,745	100.0	777,037	100.0	745,281	100.0

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		平成17年度の 要約連結損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	対売 上高 比 (%)	金額 (百万円)	対売 上高 比 (%)	金額 (百万円)	対売上 高比 (%)
I 売上高およびその他の収益							
売上高		312,944	100.0	343,011	100.0	645,963	100.0
有形固定資産売却益およびその他		417	0.1	1,158	0.3	1,917	0.3
受取利息および受取配当金		423	0.2	1,001	0.3	1,078	0.2
有価証券売却益		54	0.0	6,436	1.9	1,365	0.2
		313,838	100.3	351,606	102.5	650,323	100.7
II 売上原価および費用							
売上原価		229,334	73.3	243,635	71.0	477,476	73.9
研究開発費		54,807	17.5	62,858	18.3	120,874	18.7
販売費および一般管理費		40,952	13.1	43,442	12.7	83,302	12.9
訴訟・和解関連費用		—	—	—	—	3,413	0.5
事業構造改革費用	10	—	—	4,133	1.2	1,683	0.3
有形固定資産売却・除却損および その他		1,557	0.6	1,956	0.6	4,132	0.7
支払利息		361	0.1	422	0.1	874	0.1
為替差損(純額)		73	0.0	708	0.2	519	0.1
有価証券に係る損失		414	0.1	55	0.0	436	0.1
		327,498	104.7	357,209	104.1	692,709	107.3
III 税引前中間(当期)純利益(△損失)		△13,660	△4.4	△5,603	△1.6	△42,386	△6.6
IV 法人税等		△5,532	△1.8	1,558	0.5	56,166	8.7
V 少数株主損益および持分法投資 損益前中間(当期)純利益(△損失)		△8,128	△2.6	△7,161	△2.1	△98,552	△15.3
VI 少数株主損益(控除)	3	△244	△0.1	200	0.1	△354	△0.1
VII 持分法投資損益前 中間(当期)純利益(△損失)		△7,884	△2.5	△7,361	△2.2	△98,198	△15.2
VIII 持分法による投資損益		—	—	△26	△0.0	—	—
IX 中間(当期)純利益(△損失)		△7,884	△2.5	△7,387	△2.2	△98,198	△15.2
1株当たり金額							
基本的1株当たり 中間(当期)純利益(△損失)	8	△63.84円		△59.81円		△795.13円	
希薄化後1株当たり 中間(当期)純利益(△損失)	8	△63.84円		△59.81円		△795.13円	

③【中間連結資本勘定計算書】

平成17年度中間連結会計期間（自平成17年4月1日 至平成17年9月30日）

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益 剰余金 (百万円)	その他の 包括損益 累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高		85,955	276,693	40,829	△9,608	△6	393,863
共通支配下の取引			△1,974				△1,974
ストックオプションに係る報酬費用	7		203				203
包括損益				△7,884			△7,884
中間当期純利益(△損失)				△7,884			△7,884
その他の包括損益							
外貨換算調整額					1,752		1,752
最小年金負債調整額(税効果調整後)					1,385		1,385
有価証券未実現損益(税効果調整後)	3				808		808
デリバティブ未実現損益 (税効果調整後)					△15		△15
包括損益 合計							△3,954
期末残高		85,955	274,922	32,945	△5,678	△6	388,138

平成18年度中間連結会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益 剰余金 (百万円)	その他の 包括損益 累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高		85,955	281,014	△57,369	△1,342	△7	308,251
ストックオプションに係る報酬費用	7		8				8
包括損益				△7,387			△7,387
中間当期純利益(△損失)				△7,387			△7,387
その他の包括損益							
外貨換算調整額					892		892
最小年金負債調整額(税効果調整後)					378		378
有価証券未実現損益(税効果調整後)	3				△4,102		△4,102
デリバティブ未実現損益 (税効果調整後)					19		19
包括損益 合計							△10,200
海外子会社の決算期変更による影響額				△32			△32
期末残高		85,955	281,022	△64,788	△4,155	△7	298,027

平成17年度連結資本勘定計算書（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

区分	注記 番号	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益 剰余金 (百万円)	その他の 包括損益 累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)	合計 (百万円)
期首残高		85,955	276,693	40,829	△9,608	△6	393,863
資本への出資			6,092				6,092
共通支配下の取引			△1,974				△1,974
ストックオプションに係る報酬費用	7		203				203
包括損益							
当期純利益(△損失)				△98,198			△98,198
その他の包括損益							
外貨換算調整額					4,757		4,757
最小年金負債調整額(税効果調整後)					1,243		1,243
有価証券未実現損益(税効果調整後)	3				2,304		2,304
デリバティブ未実現損益 (税効果調整後)					△38		△38
包括損益 合計							△89,932
自己株式の取得(取得原価)						△1	△1
期末残高		85,955	281,014	△57,369	△1,342	△7	308,251

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日)	平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	平成17年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
中間(当期)純利益(△損失)		△7,884	△7,387	△98,198
営業活動により増加した キャッシュ(純額)への調整				
減価償却費等		42,200	38,731	89,342
繰延税金		△7,475	1,238	46,637
有形固定資産に係る損失(純額)		1,254	1,132	2,817
市場性ある有価証券実現損益		140	△6,383	178
退職および年金費用 (支払額控除後)		158	△271	1,072
持分法による投資損益		—	26	—
少数株主損益		△244	200	△354
受取手形および売掛金増加額		△10,260	△1,688	△7,928
たな卸資産増加額		△3,672	△10,200	△3,062
支払手形および買掛金増加額		2,892	19,551	5,675
その他の流動負債増加額		125	1,658	6,605
その他(純額)		△2,582	△2,050	7,106
営業活動により増加した キャッシュ(純額)		14,652	34,557	49,890
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産売却による入金額		29,215	37,831	56,474
有形固定資産増加額		△60,772	△54,029	△106,642
市場性ある有価証券の売却による 入金額		345	3,660	395
市場性ある有価証券の購入額		—	—	△816
関係会社への投資額		—	△700	—
貸付金増加額		—	△7,881	△223
その他の投資有価証券増加額		△1,021	—	△1,021
その他(純額)		△1,940	7	△2,840
投資活動により減少した キャッシュ(純額)		△34,173	△21,112	△54,673

		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成18年度 中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	平成17年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
社債および長期借入金による調達額		—	—	2,335
長期借入金返済額		△2,223	△408	△10,581
短期借入金増加(△減少)額(純額)		523	△801	124
キャピタル・リース債務返済額		△605	△672	△1,198
配当金支払額		△1,234	—	△1,235
共通支配下の取引		△1,974	—	△1,974
無形固定資産購入契約による支払額		—	△1,099	—
その他(純額)		—	—	△1
財務活動により減少した キャッシュ(純額)		△5,513	△2,980	△12,530
IV 為替相場変動の現金および 現金同等物への影響額		994	694	2,682
V 現金および現金同等物 純増加(△減少)額		△24,040	11,159	△14,631
VI 海外子会社の決算期変更による 現金および現金同等物の減少		—	△244	—
VII 現金および現金同等物期首残高		225,691	211,060	225,691
VIII 現金および現金同等物 中間期末(期末)残高		201,651	221,975	211,060

補足情報

キャッシュ・フローを伴わない 投資および財務取引				
資本への出資		—	—	6,092
キャピタル・リースによる 資産の取得		824	97	3,337
購入契約による 無形固定資産の取得		—	—	5,243

中間連結財務諸表に対する注記

1 会計処理の原則および手続ならびに中間連結財務諸表の表示方法

この中間連結財務諸表は、米国における会計処理の原則および手続ならびに用語、様式および作成方法（会計調査公報、会計原則審議会意見書および財務会計基準審議会基準書等）および会計慣行に従っております。

当中間連結財務諸表は、期中財務情報に関する米国会計基準に準拠して作成しております。期中財務情報であるため、米国会計基準に求められる情報や注記のすべてを必ずしも含んでおりません。当社は、当中間連結財務諸表が、期中の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローを適正に表示するために必要なすべての調整（経常的経過勘定を含む）を反映していると考えております。なお、平成18年9月30日に終了した中間連結会計期間の経営成績は、必ずしも平成19年3月31日に終了する連結会計年度の経営成績を示すものではありません。

平成17年度の連結財務諸表は、当該年度の監査済連結財務諸表より転記していますが、米国会計基準において完全な財務諸表で求められる情報や注記のすべてを必ずしも含んでおりません。

当社は、1934年米国証券取引所法施行規則12g3-2(b)に基づく申請を米国証券取引委員会に対して行っており、毎期継続して、米国会計基準に準拠した連結財務諸表およびその他の開示書類を米国証券取引委員会に提出することとしております。

当社が採用する会計処理の原則および手続ならびに中間連結財務諸表の表示方法のうち、わが国における会計処理の原則および手続ならびに表示方法と異なるもので、主要なものは以下のとおりであります。

(1) 損益計算書の様式

中間連結損益計算書の様式は、単純計算方式（総収益から総原価および費用を控除して損益を示す様式）によっております。

(2) リース会計

契約内容が一定の条件に該当するリース取引については、米国財務会計基準審議会基準書（以下「基準書」という。）第13号「リースの会計処理」に従った会計処理を適用しております。

(3) 未払退職および年金費用

未払退職および年金費用の計上に際し、基準書第87号「事業主の年金会計」に従い、累積給付債務に基づく最小年金負債調整額を計上しております。

(4) 少数株主持分の会計処理区分

当社は少数株主持分については、負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示しております。

(5) 持分法による投資損益の会計処理区分

当社は持分法による投資損益については、「持分法投資損益前中間(当期)純利益(△損失)」の後に区分して表示しております。

2 主要な会計方針

(1) 見積の使用

米国会計基準に準拠した財務諸表の作成では、中間期末（期末）日における資産、負債、偶発資産および偶発債務ならびに会計期間における収益および費用に影響を与えるような見積や仮定を必要としております。結果として、このような見積と実績が異なる場合があります。

(2) 連結の方針および範囲ならびに持分法の適用

中間連結財務諸表は当社と当社が実質的に支配しているすべての事業体を含んでおります。連結会社間の重要な取引ならびに勘定残高は、すべて消去されております。海外子会社のうち一社は、中間決算期を6月末として財務報告を行っているため、それらの子会社に係る経営成績および財政状態の認識については3ヶ月間の差異があります。なお、7月以降9月までの期間に重要な取引はありません。

当社は、平成18年度中間連結会計期間において、一部の海外子会社の決算日を、親会社の決算日と統一するために12月31日から3月31日に変更しております。決算期変更会社の6ヶ月を超える期間損益は資本勘定に直入していません。

当社が支配力を持たないが重要な影響力を行使しうる会社に対する投資は、持分法により会計処理しております。

(3) 現金同等物

現金同等物は、取得時に満期日が3ヶ月以内に到来する流動性の高いすべての投資であります。

(4) 外貨換算

外貨建取引は、取引日の為替相場によって換算しております。外貨建の資産および負債は、貸借対照表日の為替相場によって換算しております。換算差額は損益として認識しております。

海外子会社の資産および負債は、決算日の為替相場によって円貨に換算し、収益および費用は期中の平均為替相場によって換算しております。その結果発生した外貨換算調整額は累積し、資本の部のその他の包括損益累計額に含めております。

(5) 貸倒引当金

貸倒引当金は、過去の貸倒損失の実績ならびに回収可能性に疑義がある受取手形および売掛金の個別評価に基づいて計上しております。

(6) 投資

当社は、市場性ある持分有価証券を売却可能有価証券に分類し、公正価値による評価を行い、税効果調整後の未実現損益をその他の包括損益累計額に含めて表示しております。当社は、市場性ある有価証券に係る価値の下落が一時的ではないと判断した場合、下落した額を減損として認識しております。価値の下落が一時的であるかどうかを決定する際には、市場の状況、損益動向およびその他の重要な指標を評価しております。市場性ある有価証券の売却損益は、売却時に保有する当該銘柄の平均原価をもとに計算しております。

その他の投資有価証券は取得価額で計上しております。当社は、定期的にその減損の兆候を調査し、帳簿価額が公正価値を下回った場合、その下落が一時的であるかどうかを判定しております。判定には下落している期間、下落の程度、投資先の財政状態、将来の予測、当社が保有する意思と能力など、様々な要素から検討しております。当社は、その下落が一時的ではないと判断した場合、帳簿価額と公正価値の差額を減損として認識しております。

(7) たな卸資産

たな卸資産は、主として先入先出法に基づき、取得原価あるいは時価のいずれか低い価額で計上しております。

滞留および陳腐化したたな卸資産を含む全てのたな卸資産を分析し、将来の需要や市場の状況に基づいて市場価値の見積額まで評価減を行っております。

(8) 有形固定資産および減価償却

有形固定資産は取得原価で計上しております。減価償却の方法は主として定率法を採用しております。償却率は各資産ごとの見積耐用年数に基づいており、見積耐用年数は、建物および構築物が主に15年から45年、また、機械装置および備品は主に5年から7年となっております。小規模の更新および改良を含む修繕費は発生時の費用としております。

一定の条件に合致するリース資産は、固定資産として計上し、リース期間にわたって定率法により償却しております。

(9) ライセンス料およびその他の無形固定資産

ライセンス料およびその他の無形固定資産の内訳は、主として定額法により契約期間にわたって償却している前払ライセンス料であります。

(10) 長期性資産の減損

ライセンス料およびその他の無形固定資産を含む使用予定の長期性資産については、その帳簿価額が回収不能となるおそれを示唆する事象や状況の変化がある場合に、割引前将来キャッシュ・フローを用いて減損の有無を評価しております。割引前将来キャッシュ・フローがその資産の帳簿価額よりも低い場合は、その資産の公正価値に基づいて減損を計上しております。

売却予定の長期性資産については、帳簿価額または公正価値から売却費用を差し引いた額のいずれか低い価額で計上しております。

(11) 法人税等の期間配分

中間連結会計期間の法人税等は、見積年次実効税率を使用して測定されており、納付税額および法人税等調整額を一括して法人税等に記載しております。当該見積年次実効税率は、当年度中に発生する減算一時差異および繰越欠損金に関する繰延税金資産に対して、当年度末に必要と予想される評価引当金の影響額を含んでおります。

(12) 株式に基づく報酬制度

株式に基づく報酬制度は、基準書第123号「株式に基づく報酬の会計」に規定する公正価値に基づく方法に従って会計処理しております。平成18年4月1日以降、基準書第123号（改訂）「株式に基づく報酬の会計」（以下「基準書第123号（改訂）」という。）を修正プロスペクティブ法を用いて適用しております。当社グループは、株式に基づく報酬制度を従来から公正価値に基づく方法に従って会計処理しているため、基準書第123号（改訂）が当社グループの財政状態および経営成績に与える重要な影響はありません。

(13) 1株当たり中間(当期)純利益

基本的1株当たり中間(当期)純利益は、中間(当期)純利益を期中の加重平均発行済株式数で除して計算しております。希薄化後1株当たり中間(当期)純利益は、逆希薄化の効果が生じる場合を除き、新株予約権もしくは転換請求権およびこれらに準ずる権利の行使により、普通株式が発行されることになった場合に生じる希薄化を考慮して計算しております。

(14) 収益の認識

当社は、以下の要件に基づいて、収益を認識しております。契約条件に関する確証が存在していること、物品の引渡しまたは役務の提供がなされていること、販売価格が決まっているまたは決定可能であること、および代金の回収が合理的に保証されていること。

製品の販売による収益は、製品の所有権が顧客に移転し、所有によるリスクと便益が実質的に顧客に移転した時点において認識しております。収益認識時点は、契約内容により異なりますが、通常、顧客への引渡しまたは顧客の受領時になります。

販売特約店に対して支払う報奨金は、販売特約店の購入金額に基づいており、そのもととなる個々の売上取引に基づき収益の減額として認識しております。

(15) デリバティブ取引

すべてのデリバティブは、デリバティブを保有する目的や意図に関係なく、公正価値により連結財務諸表に計上しております。デリバティブの公正価値の変動は、デリバティブがヘッジ会計の要件を満たすか否かによって、また、満たす場合には公正価値ヘッジかキャッシュ・フローヘッジかによって、損益に計上するか、またはその他の包括損益の構成要素として資本の部に計上しております。公正価値ヘッジとして認識されたデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジリスクに関連するヘッジ対象の公正価値の変動部分とともに損益に計上しております。キャッシュ・フローヘッジとして認識されたデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジとして有効である範囲で、その他の包括損益（税効果調整後）に計上しております。その他の包括損益に計上された額は、ヘッジ対象取引が損益に影響を与える時、またはヘッジ対象取引が発生しそうになくなった時に、損益に振り替えられます。ヘッジの要件を満たさないデリバティブの公正価値の変動は損益に計上しております。

(16) 債権の証券化

当社は、特定の売上債権を遡及義務なしで特別目的会社等に売却する証券化を行っております。

証券化取引において売却した売上債権に対して劣後する権利を留保する場合があります。債権の証券化取引においては、売上債権の帳簿価額を譲渡日の公正価値に基づいて留保部分と売却部分に配分しております。債権の売却損益は、売却部分に配分された帳簿価額に基づいて算定しております。留保部分は、当初は、配分された帳簿価額によって計上し、定期的に減損の有無を検討しております。当社は、通常、貸倒率および関連するリスクに応じた割引率に関する仮定に基づく将来の予測キャッシュ・フローの割引現在価値によって公正価値を見積もっております。

(17) 組替え再表示

平成17年度中間連結会計期間および平成17年度連結財務諸表の一部の金額について、平成18年度中間連結会計期間の表示に合わせて組替え再表示しております。

(18) 新会計基準

平成18年7月、米国財務会計基準審議会は、基準書第109号「法人所得税の会計処理」の解釈指針第48号「法人税における不確実性に関する会計処理」を発行しました。同解釈指針は、連結財務諸表に認識される法人税等の不確実性についての会計処理を明確にしております。同解釈指針はタックス・ポジションの認識および測定に関する基準を明確にしております。また、同解釈指針は、認識の中止、計上区分、利息とペナルティー、中間連結会計期間における会計処理、開示および移行手続についての指針を提供しております。同解釈指針は、平成18年12月16日以降に開始する連結会計年度から適用となります。当社においては、平成19年4月1日から開始する連結会計年度より同解釈指針が適用になります。当社は、同解釈指針を適用した場合の当社の財政状態および経営成績に与える影響について現

在検討中であります。

平成18年9月、米国財務会計基準審議会は、基準書第158号「確定給付型年金および他の退職給付制度に関する事業主の会計処理—財務会計基準書第87号、88号、106号および132号（改訂）の改訂」（以下「基準書第158号」という。）を発行しました。基準書第158号は、確定給付型年金および他の退職給付制度の積立状況を連結貸借対照表に認識し、現在遅延認識されている過去勤務費用または便益および保険数理上の利益または損失をその他の包括損益の構成要素として認識することを要求しております。また、基準書第158号は、過去勤務費用または便益および保険数理上の利益または損失から生じる翌期以降の連結会計期間の退職および年金費用（純額）への影響額の開示を要求しております。基準書第158号は、平成18年12月16日以降に終了する連結会計年度より適用となります。当社においては、平成19年3月31日に終了する連結会計年度より適用になります。さらに、基準書第158号は、年金資産と給付債務の測定日に関して、平成20年12月16日以降に終了する連結会計年度から、原則として、連結貸借対照日を測定日とすることを要求しております。当社は、基準書第158号を適用した場合の当社の財政状態および経営成績に与える影響について現在検討中であります。

3 投資

平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在の売却可能な市場性ある持分有価証券の要約は、次のとおりであります。

	平成17年度 中間連結会計期間末	平成18年度 中間連結会計期間末	平成17年度
取得価額	3,491百万円	1,933百万円	4,231百万円
時価	10,648	4,706	13,901
未実現利益総額	7,168	2,773	9,670
未実現損失総額	△11	—	—

その他の投資（その他）に含まれる投資持分証券の帳簿価額は、平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在、それぞれ1,292百万円、1,087百万円および1,277百万円となっております。持分法適用会社は、平成18年9月30日現在、アドコアテック㈱の1社であります。

4 たな卸資産

平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在のたな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	平成17年度 中間連結会計期間末	平成18年度 中間連結会計期間末	平成17年度
製品	20,368百万円	23,350百万円	18,406百万円
仕掛品および自製半製品	36,103	40,204	36,472
原材料および購入半製品	15,700	19,499	17,647
合 計	72,171	83,053	72,525

5 担保資産および担保付債務

平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在の担保に供している資産および担保付債務は、次のとおりであります。

	平成17年度 中間連結会計期間末	平成18年度 中間連結会計期間末	平成17年度
有形固定資産（簿価）	6,232百万円	6,047百万円	6,168百万円
長期借入金	306	136	221

6 年金および退職金制度

平成17年度中間連結会計期間、平成18年度中間連結会計期間および平成17年度の給付建年金制度全体に係る退職および年金費用(純額)の内訳は、次のとおりであります。

	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成17年度
勤務費用	3,390百万円	3,639百万円	7,363百万円
利息費用	1,637	1,723	3,243
年金資産期待運用収益	△693	△789	△1,426
未認識の過去勤務費用償却額	△836	△882	△1,746
保険数理上の損失償却額	1,601	1,411	3,200
未認識の純債務償却額 (平成元年4月1日より17年間で認識)	131	—	261
合計	5,230	5,102	10,895

当社グループは、平成17年度の連結財務諸表において、平成18年度に年金制度へ約7,500百万円拠出すると予測しておりました。当社グループは、平成18年度中間連結会計期間において、株式の退職給付信託を含め8,845百万円を拠出しております。平成18年10月1日から平成19年3月31日までに約3,700百万円の拠出を見込んでおり、平成18年度の拠出額は約12,500百万円となる見込みであります。

7 株式に基づく報酬制度

当社グループは、株主によって承認された複数のストックオプション制度(以下「制度」という。)を有しており、取締役、執行役員および特定の従業員に対し、自社の株式である普通株式を取得するオプションを付与しております。オプションは付与日の2年後に権利が確定し、原則として、オプションを付与された者が権利行使日に当社グループに役務を提供していることを条件としております。

行使の条件は、株式分割または併合が行われた場合には調整されます。この制度ではオプションを付与された者が行使日より前に退職した場合は、通常、自動的にオプションは消滅しますが、行使期間内に退職した場合は、通常、退職後1年間は行使可能であります。

平成18年度中間連結会計期間において付与されたオプションは、付与日の2年後から4年間にわたり行使が可能です。

平成18年度中間連結会計期間におけるストックオプションの変動は、次のとおりであります。

平成18年度 中間連結会計期間			
	株数	加重平均行使価格	加重平均残存 契約期間
期首現在未行使残高	— 株	— 円	
付与	75,000	3,927	
行使	—	—	
権利の喪失	—	—	
権利の失効	—	—	
期末現在未行使残高	75,000	3,927	5.8 年
期末現在に権利確定あるいは 権利確定が予想される残高	72,150	3,927	5.8
期末現在行使可能残高	—	—	—

平成18年度中間連結会計期間において付与されたオプションの付与日現在のオプション当たり加重平均公正価値は937円であります。報酬費用は付与日現在の公正価値の見積り額に基づいて測定しております。付与されたオプションの公正価値は、次の加重平均想定値を用いて、ブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルに基づいて見積もられております。なお、平成17年度までに付与されたオプションについても、同様に計算しております。

	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成17年度
見積権利行使期間	3年	4年	3年
見積ボラティリティ	42.30%	39.40%	42.30%
見積配当率	0.47	0.22	0.47
リスク・フリー利率	0.16	1.09	0.16

見積権利行使期間は、制度の権利確定までの期間と契約期間を用いて簡便法により計算しております。見積ボラティリティは自社の株式のヒストリカル・ボラティリティにより計算しております。リスク・フリー利率は長期国債の利回りに基づいて計算しております。

平成17年度までに付与されたオプションは、当社グループが一定の業績目標を達成することを条件としており、付与日の2年後から2年間にわたり行使が可能であります。平成17年度において付与されたオプションは、業績目標を満たさず、平成17年度末に失効となりました。なお、平成17年度において付与されたオプションの付与日現在のオプション当たり加重平均公正価値は875円であります。

平成18年度中間連結会計期間におけるストックオプションの変動は、次のとおりであります。

平成18年度 中間連結会計期間			
	株数	加重平均行使価格	加重平均残存 契約期間
期首現在未行使残高	291,500 株	8,990 円	
付与	—	—	
行使	—	—	
権利の喪失	—	—	
権利の失効	—	—	
期末現在未行使残高	291,500	8,990	1 年
期末現在に権利確定あるいは 権利確定が予想される残高	291,500	8,990	1
期末現在行使可能残高	291,500	8,990	1
			— 百万円

平成17年度中間連結会計期間、平成18年度中間連結会計期間および平成17年度にそれぞれ203百万円、8百万円および203百万円の報酬費用を計上しております。平成18年9月30日現在、未認識の報酬費用を約60百万円と見込んでおり、この費用は1.8年にわたって均等償却します。

8 1株当たり中間(当期)純利益(△損失)

平成17年度中間連結会計期間、平成18年度中間連結会計期間および平成17年度の中間(当期)純利益(△損失)の基本および希薄化後1株当たりの計算における分母の調整は、次のとおりであります。

	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成17年度
中間(当期)純利益(△損失)	△7,884百万円	△7,387百万円	△98,198百万円
加重平均発行済普通株式数	123,499,096株	123,498,915株	123,499,052株
希薄化後加重平均発行済普通株式数	123,499,096	123,498,915	123,499,052
1株当たり中間(当期)純利益(△損失)			
基本的	△63.84円	△59.81円	△795.13円
希薄化後	△63.84	△59.81	△795.13

逆希薄化の効果が生じるため除いておりますが、将来潜在的に1株当たり中間(当期)純利益(△損失)を希薄化する可能性のあるものは、次のとおりであります。

	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成17年度
転換社債型新株予約権付社債 ストックオプション	11,156,100株 291,500	11,156,100株 366,500	11,156,100株 291,500

9 デリバティブの公正価値

平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在の先物為替予約、金利および通貨スワップ契約の帳簿価額および見積公正価値は、次のとおりであります。(△は負債を示しております。)

	平成17年度 中間連結会計期間末	平成18年度 中間連結会計期間末	平成17年度
先物為替予約			
帳簿価額	△673百万円	△930百万円	△428百万円
見積公正価値	△673	△930	△428
金利および通貨スワップ契約			
帳簿価額	16	△10	△16
見積公正価値	16	△10	△16

10 事業構造改革費用

当社グループは、平成17年度に、アイルランド工場および国内の研究試作ラインの閉鎖からなる構造改革を発表しました。その結果、当社グループは平成18年度中間連結会計期間および平成17年度に、それぞれ4,133百万円および1,683百万円の事業構造改革費用を計上しており、平成17年度からの累計で5,816百万円計上しております。平成18年度中間連結会計期間におけるこの費用の内訳は、人件費関係の費用2,368百万円、設備の加速償却費1,232百万円、契約解除費用413百万円およびその他の費用120百万円であります。平成17年度におけるこの費用の内訳は、人件費関係の費用1,010百万円、設備の加速償却費669百万円およびその他の費用4百万円であります。当社グループは、平成17年度にその他の費用4百万円を支払っており、平成18年3月31日現在の人件費関係の費用の未払計上額は、1,010百万円であります。当社グループは、平成18年度中間連結会計期間に人件費関係の費用2,315百万円、契約解除費用413百万円およびその他の費用24百万円を支払っており、平成18年9月30日現在の人件費関係の費用の未払計上額は、1,063百万円であります。

この構造改革は、平成18年度中間連結会計期間に概ね完了しております。

11 リース取引

当社グループは、一部の設備については、リース契約による賃借資産を使用しております。平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在のオペレーティング・リースに分類される賃借資産の解約不能期間に係る未経過リース料は、次のとおりであります。

	平成17年度 中間連結会計期間末	平成18年度 中間連結会計期間末	平成17年度
1年内	15,458百万円	23,201百万円	19,469百万円
1年超	28,494	58,131	41,684

リース契約には、当社グループがリース期間終了後に機械装置および備品を返却する際の残価保証を負っているものがあります。平成18年9月30日現在の認識されている残価保証額は、最大で約25,600百万円、期間は1年から5年であります。

12 契約債務および偶発債務

平成18年9月30日現在の有形固定資産の購入に係る契約債務は、約9,400百万円であります。

当社グループは、グローバルな事業展開を行っております。このような状況下では、その時々訴訟や損害賠償請求、その他の争訟に巻き込まれる可能性があります。様々な未解決の案件が常に存在しますが、次の事項を除き、平成18年9月30日現在の当社の財政状態および経営成績に重大な影響を与えるものはないと考えております。

子会社であるNEC Electronics America, Inc. は、米国DRAM業界における独占禁止法（反トラスト法）違反行為による損害賠償を求め、複数の直接・間接のDRAM製品の購入者からの民事訴訟（集団訴訟）および米国の複数の州の司法長官による訴訟の被告となっており、過去において当社グループから直接DRAMを購入した顧客（直接購入者の集団訴訟の原告代理人を含む。）の多くと和解に合意致しましたが、まだ一部の顧客についてNECとともに和解交渉中です。

また、当社グループは、欧州においてもDRAM業界における競争法違反行為の可能性について欧州委員会が行う調査に協力して、NECとともに情報提供を行っております。

さらに平成18年10月以降、これらに加え①SRAM業界における独占禁止法違反の可能性に関する米国司法省および欧州委員会の調査（平成18年10月開始）、②半導体業界における韓国独占禁止法違反の可能性に関する韓国公正取引委員会の調査（平成18年10月開始）、ならびに③TFT液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する欧州委員会、韓国公正取引委員会およびカナダ競争当局の調査（平成18年12月開始）が開始され、当社グループもその対象となっております。また、SRAM業界における独占禁止法違反の可能性に関する米国司法省の調査開始後、NEC Electronics America, Inc. に対し、独占禁止法違反行為による損害賠償を求め複数の民事訴訟（集団訴訟）が提起されております。

これらの独占禁止法違反を理由とする民事訴訟、和解交渉および当局による種々の調査については、現時点では結論は出ておりませんが、米国でのDRAMに係る民事訴訟および和解交渉に関し今後発生する可能性のある諸費用の一部の見積額約5,000百万円を未払計上しております。

13 セグメント情報

当社の事業の種類別セグメントは、汎用DRAMを除く半導体事業のみであります。

平成17年度中間連結会計期間、平成18年度中間連結会計期間および平成17年度の製品分野別の売上高は、次のとおりであります。

	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成17年度
通信機器分野	49,985百万円	53,085百万円	107,995百万円
コンピュータおよび周辺機器分野	59,785	64,934	126,581
民生用電子機器分野	50,448	54,086	102,639
自動車および産業機器分野	51,615	52,107	103,780
多目的・多用途IC	34,382	44,191	69,449
ディスクリット・光・マイクロ波	54,135	59,416	108,701
その他	12,594	15,192	26,818
合計	312,944	343,011	645,963

平成17年度中間連結会計期間、平成18年度中間連結会計期間および平成17年度の当社の所在地別に分類した売上高および地域別損益は、次のとおりであります。

地域別損益の開示は、米国会計基準においては要求されておりませんが、日本の証券取引法による開示要求を考慮し、補足情報として開示しております。

	平成17年度 中間連結会計期間	平成18年度 中間連結会計期間	平成17年度
売上高			
日本	172,653百万円	181,951百万円	352,875百万円
米国	37,161	36,974	76,860
欧州	35,592	42,680	72,961
アジア	67,538	81,406	143,267
合計	312,944	343,011	645,963
地域別損益			
日本	△20,489百万円	△14,274百万円	△51,074百万円
米国	4,105	1,718	7,999
欧州	6	118	20
アジア	4,229	5,514	7,366
合計	△12,149	△6,924	△35,689

地域間の取引は、独立企業間価格で行っております。

(2) 【その他】

中間連結財務諸表に対する注記12契約債務および偶発債務に記載しております。

なお、監査報告書日後、T F T液晶ディスプレイ業界における独占禁止法違反の可能性に関する米国司法省の調査が開始され、NEC Electronics America, Inc. もその対象となっております。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金および預金		150,764		120,132		136,815		
2 現金同等物	※2	25,891		86,565		44,719		
3 受取手形		115		231		100		
4 売掛金		83,342		90,582		82,608		
5 たな卸資産		20,727		26,825		18,975		
6 関係会社短期貸付金		143,633		111,430		120,137		
7 貸倒引当金		—		△992		△515		
8 その他		33,327		26,481		16,929		
流動資産合計			457,799	66.6	461,253	71.5	419,768	66.4
II 固定資産								
1 有形固定資産	※1							
(1) 建物		6,353		6,755		6,867		
(2) 機械および装置		23,975		21,911		21,924		
(3) 工具器具および備品		11,744		9,570		9,821		
(4) 建設仮勘定		—		—		15,862		
(5) その他		12,305		6,871		61		
計		54,376		45,108		54,535		
2 無形固定資産		23,146		24,455		24,494		
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		11,699		1,056		14,963		
(2) 関係会社株式		105,076		93,498		102,177		
(3) 関係会社長期貸付金		4,782		649		2,207		
(4) 長期前払費用		15,971		11,087		13,792		
(5) 繰延税金資産		13,616		—		—		
(6) その他		845		8,131		711		
計		151,988		114,421		133,851		
固定資産合計			229,511	33.4	183,984	28.5	212,880	33.6
資産合計			687,311	100.0	645,237	100.0	632,648	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1 支払手形		8		—		18		
2 買掛金	※3	68,420		87,639		67,712		
3 1年以内返済予定長期借入金		5,000		5,000		5,000		
4 関係会社預り金		—		33,925		32,236		
5 たな卸資産評価引当金		603		—		—		
6 製品保証引当金		—		440		—		
7 その他	※3	52,963		55,814		45,093		
流動負債合計			126,993	18.5	182,818	28.3	150,059	23.7
II 固定負債								
1 新株予約権付社債		110,000		110,000		110,000		
2 長期借入金		20,000		15,000		15,000		
3 退職給付引当金		—		—		1,317		
4 関係会社損失引当金		—		1,607		—		
5 その他		2,637		7,226		6,848		
固定負債合計			132,637	19.3	133,833	20.8	133,166	21.1
負債合計			259,630	37.8	316,652	49.1	283,225	44.8
(資本の部)								
I 資本金			85,955	12.5	—	—	85,955	13.6
II 資本剰余金								
資本準備金		342,346		—		342,346		
資本剰余金合計			342,346	49.8	—	—	342,346	54.1
III 利益剰余金								
1 任意積立金		59		—		59		
2 中間(当期)未処分利益(△未処理損失)		△4,911		—		△84,677		
利益剰余金合計			△4,851	△0.7	—	—	△84,618	△13.4
IV その他有価証券評価差額金			4,238	0.6	—	—	5,747	0.9
V 自己株式			△6	△0.0	—	—	△7	△0.0
資本合計			427,681	62.2	—	—	349,423	55.2
負債資本合計			687,311	100.0	—	—	632,648	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金			—	85,955	13.3		—
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—		21,489		—	
(2) その他資本剰余金		—		236,239		—	
資本剰余金合計			—	257,728	39.9		—
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
特別償却準備金		—		6,512		—	
繰越利益剰余金		—		△21,621		—	
利益剰余金合計			—	△15,110	△2.3		—
4 自己株式			—	△7	△0.0		—
株主資本合計			—	328,566	50.9		—
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価 差額金			—	17	0.0		—
2 繰延ヘッジ損益			—	△6	△0.0		—
評価・換算差額等合計			—	11	0.0		—
III 新株予約権			—	8	0.0		—
純資産合計			—	328,586	50.9		—
負債純資産合計			—	645,237	100.0		—

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)			当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)		
		金額 (百万円)		対売上 高比 (%)	金額 (百万円)		対売上 高比 (%)	金額 (百万円)		対売上 高比 (%)
I 売上高			245,588	100.0		297,723	100.0		506,747	100.0
II 売上原価			186,756	76.0		214,449	72.0		385,251	76.0
売上総利益			58,832	24.0		83,274	28.0		121,496	24.0
III 販売費および一般管理費			86,832	35.4		101,606	34.2		185,813	36.7
営業利益(△損失)			△28,000	△11.4		△18,332	△6.2		△64,317	△12.7
IV 営業外収益										
1 受取利息		684			1,200			1,488		
2 受取配当金		114			134			180		
3 その他		164			657			1,054		
営業外収益計			961	0.4		1,991	0.7		2,723	0.5
V 営業外費用										
1 支払利息		236			675			657		
2 その他	※1	2,375			2,700			4,691		
営業外費用計			2,611	1.1		3,375	1.1		5,348	1.0
経常利益(△損失)			△29,649	△12.1		△19,716	△6.6		△66,942	△13.2
VI 特別利益	※2		—	—		9,347	3.1		—	—
VII 特別損失	※3		348	0.1		3,578	1.2		9,095	1.8
税引前中間(当期)純利益 (△損失)			△29,997	△12.2		△13,947	△4.7		△76,037	△15.0
法人税、住民税および事業 税			△1,400			△1,598			△3,800	
法人税等調整額		△12,400	△13,800	△5.6	2,761	1,163	0.4	23,727	19,927	3.9
中間(当期)純利益(△損失)			△16,197	△6.6		△15,110	△5.1		△95,964	△18.9
前期繰越利益			11,286			—			11,286	
中間(当期)未処分利益 (△未処理損失)			△4,911			—			△84,677	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	85,955	342,346	—	59	△84,677	△7	343,676
中間会計期間中の変動額							
資本準備金の取崩 (注)		△320,857	236,239		84,618		—
特別償却準備金の積立 (注)				6,463	△6,463		—
特別償却準備金の取崩 (注)				△11	11		—
中間純損失					△15,110		△15,110
自己株式の取得						△1	△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	△320,857	236,239	6,452	63,056	△1	△15,110
平成18年9月30日 残高 (百万円)	85,955	21,489	236,239	6,512	△21,621	△7	328,566

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	5,747	—	5,747	—	349,423
中間会計期間中の変動額					
資本準備金の取崩 (注)					—
特別償却準備金の積立 (注)					—
特別償却準備金の取崩 (注)					—
中間純損失					△15,110
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	△5,730	△6	△5,736	8	△5,727
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	△5,730	△6	△5,736	8	△20,838
平成18年9月30日 残高 (百万円)	17	△6	11	8	328,586

(注) 平成18年6月の定時株主総会における損失処理項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 資産の評価基準および評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 ・時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 評価基準は以下の評価方法に基づく低価法によっております。 評価方法 製品 注文生産品…個別法 標準量生産品…先入先出法 仕掛品 注文生産品…個別法 標準量生産品…総平均法 半製品、原材料その他 …先入先出法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 同左 その他有価証券 ・時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 評価基準は以下の評価方法に基づく低価法によっております。 評価方法 製品 同左 仕掛品 注文生産品…個別法 半製品、原材料その他 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式および関連会社株式 同左 その他有価証券 ・時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ・時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(2)退職給付引当金</p> <p>当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度および退職一時金制度を採用し、キャッシュ・バランス・プランを導入しております。</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異については、分割会社である日本電気株式会社から承継した額を引き続き按分して費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当中間会計期間より「「退職給付に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)および「「退職給付に係る会計基準」の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(3)たな卸資産評価引当金</p> <p>生産委託先の所有するたな卸資産の購入に伴い、当社が負担すると見込まれるたな卸資産にかかる当中間会計期間末の評価損失を引当計上しております。</p>	<p>(2)退職給付引当金</p> <p>当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度および退職一時金制度を採用し、キャッシュ・バランス・プランを導入しております。</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異については、分割会社である日本電気株式会社から承継した額を引き続き按分して費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。</p> <p>_____</p> <p>(4)関係会社損失引当金</p> <p>関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、債務超過額に対応する当社負担見込額のうち、当該関係会社への投融資額を超える額を計上しております。</p> <p>(5)製品保証引当金</p> <p>製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額および、売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。</p>	<p>(2)退職給付引当金</p> <p>当社は退職給付制度として、確定給付型の企業年金基金制度および退職一時金制度を採用し、キャッシュ・バランス・プランを導入しております。</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金として計上しております。</p> <p>会計基準変更時差異については、分割会社である日本電気株式会社から承継した額を引き続き按分して費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しております。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 金利リスクをヘッジするデリバティブ取引につき、繰延ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>(3)ヘッジ方針 当社の内部規程に基づき、長期固定金利負債の金利変動リスクを防ぐ目的で金利スワップによりヘッジを行っております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしており、その判定をもって有効性の評価に代えております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3)ヘッジ方針 同左</p> <p>(4)ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>
6 その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	<p>(1)消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>(2)連結納税制度の適用 当中間会計期間から連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1)消費税等の処理方法 同左</p> <p>(2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>(1)消費税等の処理方法 同左</p> <p>(2)連結納税制度の適用 当事業年度から連結納税制度を適用しております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>_____</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は328,583百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 なお、当中間会計期間の損益に与える影響はありません。</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 これにより営業損失、経常損失および税引前中間純損失はそれぞれ8百万円増加しております。</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>(企業結合に係る会計基準) 当中間会計期間より、「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用しております。</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>(製品保証引当金に係る会計方針の変更) 従来、個別案件に対する見積額を引当計上しておりましたが、当中間会計期間より、個別案件に対する見積額および売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額の合計額を引当計上しております。この見直しは、当中間会計期間より、過去一定期間の製品販売後の無償修理についての実績分析が可能になったことから財務の健全性を高め、期間損益計算の適正化を図ることを目的として行ったものです。 これにより営業損失、経常損失および税引前中間純損失はそれぞれ440百万円増加しております。</p>	<p>_____</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表) 建設仮勘定については、前中間会計期間末は区分掲記しておりましたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5以下となったため「その他」に含めて表示しております。 なお、当中間会計期間末において「その他」に含まれている「建設仮勘定」の金額は、12,241百万円であります。</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>(中間貸借対照表) 関係会社預り金については、前中間会計期間末は流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間末において負債および純資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。 なお、前中間会計期間末において「その他」に含まれていた「関係会社預り金」の金額は、19,848百万円であります。</p>

追加情報

該当事項はありません。

注記事項
(中間貸借対照表関係)

摘要	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
I※1 有形固定資産減価償却累計額	107,293百万円	106,610百万円	110,732百万円
II 偶発債務			
銀行借入金等に対する保証債務	・関係会社に対するもの 相手先 金額 山形日本電気㈱ 8,170百万円 九州日本電気㈱ 7,791 関西日本電気㈱ 4,222 計 20,183	・関係会社に対するもの 相手先 金額 九州日本電気㈱ 15,975百万円 山形日本電気㈱ 4,695 関西日本電気㈱ 2,619 計 23,288	・関係会社に対するもの 相手先 金額 九州日本電気㈱ 20,209百万円 山形日本電気㈱ 5,712 関西日本電気㈱ 3,010 NEC Electronics America, Inc 284 NEC Electronics (Europe) GmbH 262 日電電子(中国)有限公司 27 計 29,504 (うち外貨建4,883千米ドル)
保証類似行為	・関係会社に対するもの 相手先 金額 NEC Electronics America, Inc 360百万円 (うち外貨建3,180千米ドル)		
リースの残価保証	相手先 金額 三井住友銀リース㈱ 17,126百万円 興銀リース㈱ 275 計 17,401	相手先 金額 三井住友銀リース㈱ 19,321百万円 東銀リース㈱ 3,270 興銀リース㈱ 389 計 22,979	相手先 金額 三井住友銀リース㈱ 19,321百万円 興銀リース㈱ 273 計 19,594
III 消費税等の表示方法	仮払消費税等および仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	同左	同左
IV※2 現金同等物	有価証券のうち、取得日から満期日または償還日までの期間が3ヶ月以内の短期投資であります。	同左	同左
V※3 期末日決済分の債権債務処理		当中間会計期間末日が銀行休業日のため、当中間会計期間末日決済期日の金額が以下のとおり含まれております。 買掛金 3,344百万円 未払金 4,719	

(中間損益計算書関係)

摘要	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
I ※1 その他	主な内訳は以下のとおりであります。 固定資産廃棄損 843百万円 退職給付費用 470	主な内訳は以下のとおりであります。 為替差損 776百万円 固定資産廃棄損 709	主な内訳は以下のとおりであります。 固定資産廃棄損 1,310百万円 為替差損 1,062
※2 特別利益	—————	主な内訳は以下のとおりであります。 退職給付信託設定益 6,534百万円 投資有価証券売却益 2,813	—————
※3 特別損失	—————	主な内訳は以下のとおりであります。 抱合せ株式消滅差損 1,444百万円	主な内訳は以下のとおりであります。 子会社株式等評価損 8,422百万円
II 減価償却実施額			
有形固定資産	7,966百万円	7,289百万円	17,783百万円
無形固定資産	1,580	2,918	3,984
計	9,546	10,206	21,767

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
普通株式 (注)	1,020	132	—	1,152
合計	1,020	132	—	1,152

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加132株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

摘要	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																								
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間会計期間末残高相当額	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>5,350</td> <td>591</td> <td>4,760</td> </tr> <tr> <td>機械および装置</td> <td>441</td> <td>56</td> <td>385</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,792</td> <td>647</td> <td>5,145</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	建物	5,350	591	4,760	機械および装置	441	56	385	合計	5,792	647	5,145	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間会計期間末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>5,977</td> <td>814</td> <td>5,162</td> </tr> <tr> <td>機械および装置</td> <td>647</td> <td>290</td> <td>357</td> </tr> <tr> <td>工具器具および備品</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,641</td> <td>1,112</td> <td>5,529</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)	建物	5,977	814	5,162	機械および装置	647	290	357	工具器具および備品	17	8	9	合計	6,641	1,112	5,529	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>5,977</td> <td>702</td> <td>5,274</td> </tr> <tr> <td>機械および装置</td> <td>647</td> <td>173</td> <td>475</td> </tr> <tr> <td>工具器具および備品</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,630</td> <td>877</td> <td>5,753</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	建物	5,977	702	5,274	機械および装置	647	173	475	工具器具および備品	6	2	4	合計	6,630	877	5,753
		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																							
	建物	5,350	591	4,760																																																							
	機械および装置	441	56	385																																																							
	合計	5,792	647	5,145																																																							
		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間会計期間末残高相当額 (百万円)																																																							
	建物	5,977	814	5,162																																																							
	機械および装置	647	290	357																																																							
	工具器具および備品	17	8	9																																																							
合計	6,641	1,112	5,529																																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																								
建物	5,977	702	5,274																																																								
機械および装置	647	173	475																																																								
工具器具および備品	6	2	4																																																								
合計	6,630	877	5,753																																																								
(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	(2) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																																																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>494百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,957</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,451</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	494百万円	1年超	3,957	合計	4,451	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>696百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,967</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,663</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	696百万円	1年超	3,967	合計	4,663	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>741百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4,202</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,943</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	741百万円	1年超	4,202	合計	4,943																																							
1年内	494百万円																																																										
1年超	3,957																																																										
合計	4,451																																																										
1年内	696百万円																																																										
1年超	3,967																																																										
合計	4,663																																																										
1年内	741百万円																																																										
1年超	4,202																																																										
合計	4,943																																																										
(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																																									
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>313百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	313百万円	減価償却費相当額	160	支払利息相当額	69	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>428百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>234</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	428百万円	減価償却費相当額	234	支払利息相当額	67	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>725百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>388</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	725百万円	減価償却費相当額	388	支払利息相当額	144																																							
支払リース料	313百万円																																																										
減価償却費相当額	160																																																										
支払利息相当額	69																																																										
支払リース料	428百万円																																																										
減価償却費相当額	234																																																										
支払利息相当額	67																																																										
支払リース料	725百万円																																																										
減価償却費相当額	388																																																										
支払利息相当額	144																																																										
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																																																									
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																									
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法																																																									
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	同左	同左																																																									
(減損損失について)	(減損損失について)	(減損損失について)																																																									
リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。	同左	同左																																																									
2 オペレーティング・リース取引	未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料																																																								
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>7,685百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>23,460</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31,146</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	7,685百万円	1年超	23,460	合計	31,146	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>14,870百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>43,446</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>58,316</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	14,870百万円	1年超	43,446	合計	58,316	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>9,532百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>24,373</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33,905</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	9,532百万円	1年超	24,373	合計	33,905																																						
1年内	7,685百万円																																																										
1年超	23,460																																																										
合計	31,146																																																										
1年内	14,870百万円																																																										
1年超	43,446																																																										
合計	58,316																																																										
1年内	9,532百万円																																																										
1年超	24,373																																																										
合計	33,905																																																										

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間および前事業年度のいずれにおいても、子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 臨時報告書

平成18年4月3日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書であります。

(2) 有価証券報告書およびその添付書類

事業年度（第4期）（自平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）平成18年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書

平成18年6月27日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権証券）に基づく臨時報告書であります。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

平成18年7月12日関東財務局長に提出。

平成18年6月27日提出の臨時報告書（新株予約権証券）に係る訂正報告書であります。

(5) 臨時報告書

平成18年9月27日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）および第7号の2（合併）に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書

平成18年10月4日関東財務局長に提出。

証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月22日

NECエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 貞彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一也 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNECエレクトロニクス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表に対する注記1及び2参照）に準拠して、NECエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

NECエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一也 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 一裕 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNECエレクトロニクス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表に対する注記1及び2参照）に準拠して、NECエレクトロニクス株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年11月22日

NECエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 貞彦 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一也 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNECエレクトロニクス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NECエレクトロニクス株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月15日

NECエレクトロニクス株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大木 一也 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 清美 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 一裕 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているNECエレクトロニクス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、NECエレクトロニクス株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。